公的制度で

設備投資を応援します!

小規模企業者等の設備投資を支援します!

目 次

1.	小規模企業者等設備貸与事業について	1
2.	申込対象者・対象設備について	3
3.	制度の流れについて	4
4.	申込方法・提出書類について	5
5.	返済方法について	6

まずは、次までお気軽にご相談ください。

【 お問い合わせ・申込先 】

公益財団法人にいがた産業創造機構 産業創造グループ 経営革新支援チーム



〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL 025-246-0056 (直通) FAX 025-246-0030 E-mail setsubi@nico.or.jp URL https://www.nico.or.jp

1. 小規模企業者等設備貸与事業について

創業や経営の革新に取り組む県内企業の皆様が必要とする設備を、NICOが皆様に代わって購入し、 割賦販売又はリースする制度です。

くご活用のメリット>

▼余裕をもった資金調達が可能になります!

・金融機関の融資枠や信用保証協会の信用保証を利用しないので、余裕をもった資金調達が可能に なります。

▼長期固定金利で安定・有利な設備投資が可能です!

- ・金利年1.2%の低利な固定金利(割賦販売方式)です。
- ・法定耐用年数に応じた10年までの返済期間を設定できます。
- ・利用限度額100万円~1億円で幅広い設備投資に対応します。

	割賦販売方式	リース方式			
対 象 者	従業員数 20 人以下(商業、サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5 人以下)の事業者及び創業者 ※常時使用する従業員数が50 人以下の中小企業の方は次の要件に全て該当すれば対象になります。 ① 金融機関(旧国民生活金融公庫、信用組合、信用金庫を除く)からの総借入残高が4億2千万円以下であること。 ② 最近3ヶ年の決算における経常利益の平均が3,500万円以下であること。 ③ 法人企業は大企業からの出資が1/3以下であること。				
	がある方 ② 事業を営んでいない個人である 事業を開始する具体的な計画。 ③ 新たに事業を開始した個人であ	って、1 ケ月以内に新たに事業を開業する具体的な計画 って、2 ヶ月以内に新たに会社を設立し、かつ当該会社が			
対象設備	創業または経営革新を図るために必要と認められる設備 (※土地、建物、工事関係費用は対象外です。)				
返済期間	法定耐用年数以内で、 3年~10年 ※1	法定耐用年数に応じて、3年~10年 ※1 (リース期間終了後は原則として設備を NICO に返還又は廃棄していただきます。ただし、ご希望により契約を更新する場合、1ヶ月分のリース料で1年間の再リースを組むことが出来ます。)			

	割賦販売方式	リース方式			
		法定耐用 ⁴	F数 リース期間 E 3年	月額リース料率	(優遇料率※2)
	基準金利 年1.2%(固定) (優遇金利 年1.0% ※2)	4 ~7±	4年	2. 233%	(2. 223%)
割賦損料(利率)		5 ~8±6	- •	1. 810% 1. 535%	(1. 800%) (1. 525%)
月額リース料率		7~13 ⁴	₹ 7年	1. 335%	(1. 326%)
		8~14 ⁴ 9~15 ⁴		1. 182% 1. 067%	(1. 172%) (1. 058%)
		10年~	10年	0. 974%	(0. 964%)
利用限度額 (消費税込)	100万円 ~ 1億円				
返済方法	毎月返済(NICO指定金融機関の口座から毎月引き落としさせていただきます。)				す。)
連帯保証人	原則として代表者のみですが、イ	動産担保	等を提供してい	いただく場合があ	ります。
設備の所有権等	貸与期間中はNICOに貸与設備有権が留保されますが、期間終所有権を譲渡します。 設備は減価償却資産として計量	了後に N L L L L L L	NICOに所有権が有ります。 リース料は経費として処理できます。		
費用負担・その他	貸与設備の損害保険料を負担していた だきます。(ただし風水害、地震等の災害 は含みません。)			害保険料はNIG K害、地震等の災	

- ※1 商工会・商工会議所を経由して申込みがあった場合は、10年以内において、返済期間(又はリース期間)の 基準となる耐用年数等の期間を、2年を超えない範囲内で延長できる場合があります。
- ※2 優遇金利(料率)の適用については一定の要件があり、貸付審査会にて決定します。

2. 申込対象者・対象設備について

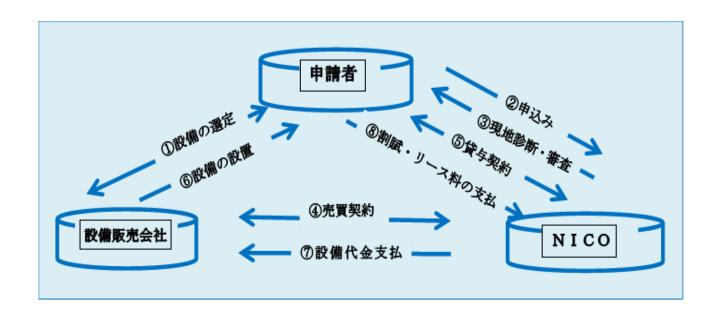
原則として、下記の全ての要件(No.1~14)に該当する方はお申込みいただけます。 ただし、審査の結果によっては貸与できないことがあります。

No.	対象要件
1	新品設備または製造3年以内の中古設備であること。
2	設備の引き渡し後、1年以内に設備に契約内容に適合しない点が発見された場合は、設備販売業者が 修理または新品との交換及び損害賠償の責任を負える設備であること。
3	申込設備の法定耐用年数が3年以上であること。
4	申込設備を新潟県内に設置し、自己の企業で使用すること。
4	(土地、建物、物品賃貸業の賃貸用物品等は貸付対象外です。)

5	NICOとの契約(割賦販売又はリース)前に設備の設置を行っていないこと。					
6	設備の設置が申込年度内(4月1日~3月31日まで)に完了すること。					
	申込企業は青色申告を行い、経営内容が帳簿により把握できること。					
7	(創業者の場合はその見込みであること。)					
8	県税及び県・NICOの金融制度で滞納をしていないこと。					
9	資格要件に制限のある業種(建設業、電気工事業、クリーニング業等)の事業者は、所定の認定書、証明書、許可証の交付が受けられること。					
10	性風俗関連特殊営業に該当する業種、または公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種でないこと。					
11	暴力団員でないこと。また、暴力団関係者等と関与がないこと。					
	経営の革新(下記①~⑤のいずれかに該当)に取り組む事業者であること。(創業者を除く)					
10	① 新商品の開発又は生産 ② 新役務の開発又は提供					
12	③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④ 役務の新たな提供の方式の導入					
	⑤ 新たな経営管理方式の導入その他の新たな事業活動					
	付加価値(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)又は従業員1人当りの付加価値額が、下記の通り					
13	増加することが見込まれること。(創業者を除く)					
	① 3年間で9%以上 ② 4年間で12%以上 ③ 5年間で15%以上					
14	経常利益が下記の通り増加することが見込まれること。(創業者を除く)					
14	① 3 年間で 3%以上 ② 4 年間で 4%以上 ③ 5 年間で 5%以上					

3. 制度の流れについて

No.	項目	内容
1	申込書提出	原則として毎月末を申込締切日として、随時受付いたします。
2	現地調査	会社に伺って経営内容や投資効果等についてお聞きします。
3	貸付審査会	原則として毎月1回行います。
4	貸付決定	審査会後に貸付の可否についてご連絡します。
5	売買契約締結	設備販売業者とNICOが売買契約を締結します。
6	割賦販売(リース)契約締結	申込企業とNICOが割賦販売契約またはリース契約を締結します。
7	設備の設置	契約締結後に設備を設置していただきます。
8	検収・引渡し	設備設置後に申込企業、設備販売業者、NICOの3者立会いで行います。
9	設備販売業者へ代金支払	NICOから設備販売業者へ設備代金をお支払いします。
10	返済開始	申込企業から毎月の口座振替で返済していただきます。
11	返済終了	返済終了後、割賦販売方式は設備の所有権が企業に譲渡されます。 リース方式は、再リースまたは設備を返還・廃棄していただきます。



4. 申込方法・提出書類について

下記の書類(No.1~12)を郵送または持参によりNICOまで提出してください。

No.	提出書類等
1	申込書及び調査表 (※)
2	申込設備の見積書(設備販売業者発行のもの)
3	申込設備のカタログ又は図面・仕様書
4	最近3ヵ年分(創業3ヵ年未満の事業者は2ヵ年分以下でも可)の決算書【勘定科目明細書含む】 (個人企業の場合は所得税青色申告書)
5	最新時の月次試算表
6	申込時点での取引金融機関発行の預金、借入(長期·短期)、手形割引の残高証明書【原本】
7	免許証・認可証が必要な業種はその写し(建設業、電気工事業、クリーニング業等)
8	県税の納税証明書(最寄りの県地域振興局県税部もしくは県税事務所発行)【原本】
9	暴力団等の排除に関する誓約書(※)
10	役員名簿(※)
11	(商工会・商工会議所を経由して申込することで返済期間の延長を希望する場合のみ) 返済年数延長に係る確認書(商工会、商工会議所発行)(※)
12	(創業前または創業2年未満の事業者のみ)事業計画書

(※) No.1, 9, 10, 11 の書類はNICOホームページ(https://www.nico.or.jp)からダウンロードしてご使用ください。

5. 返済方法について

◇割賦販売方式◇

割賦料は設備の設置・検収をした翌月から、毎月の口座振替によって均等返済していただきます。 【返済例】1,000万円(消費税含む)、割賦損料率1.2%、返済期間7年の設備貸与を受けた場合(単位:円)

回数	割賦元金	割賦損料	返済額合計	元金残高
契約時	0	0	0	10,000,000
1	119,099	10,000	129,099	9,880,901
2	119,047	9,880	128,927	9,761,854
3	119,047	9,761	128,808	9,642,807
4	119,047	9,642	128,689	9,523,760
5	119,047	9,523	128,570	9,404,713
6	119,047	9,404	128,451	9,285,666
7	119,047	9,285	128,332	9,166,619
8	119,047	9,166	128,213	9,047,572
9	119,047	9,047	128,094	8,928,525
10	119,047	8,928	127,975	8,809,478
	$\bigg) \bigg)$			$\bigg) \\$
75	119,047	1,190	120,237	1,071,423
76	119,047	1,071	120,118	952,376
77	119,047	952	119,999	833,329
78	119,047	833	119,880	714,282
79	119,047	714	119,761	595,235
80	119,047	595	119,642	476,188
81	119,047	476	119,523	357,141
82	119,047	357	119,404	238,094
83	119,047	238	119,285	119,047
84	119,047	119	119,166	0
合計	10,000,000	424,957	10,424,957	

◇リース方式◇

リース料は設備の設置・検収をした翌月から、毎月の口座振替によってお支払いただきます。

- ・月額リース料 = 設備代金 × 月額リース料率(100円未満切捨て)
- ・リース料総額 = 月額リース料 × 支払回数

【返済例】1,000 万円(消費税含む)の設備貸与を受けた場合 (単位:円)

リース期間(支払回数)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)	6年(72回)
月額リース料率	2.928%	2.233%	1.810%	1.535%
月額リース料	292,800	223,300	181,000	153,500
リース料総額	10,540,800	10,718,400	10,860,000	11,052,000
リース期間(支払回数)	7年(84回)	8年(96回)	9年(108回)	10年(120回)
月額リース料率	1.335%	1.182%	1.067%	0.974%
月額リース料	133,500	118,200	106,700	97,400
リース料総額	11,214,000	11,347,200	11,523,600	11,688,000